

報酬基準表

社会保険労務士法人 MOYORINO

* 2020 年 1 月～

表示金額には別途消費税がかかります

顧問報酬(1 カ月あたり・税抜き)

(円)

従業員数	4 人 まで	5～9 人 まで	10～19 人まで	20～29 人まで	30～49 人まで	50～69 人まで	70～99 人まで	100 人 以上
顧問 A	20,000	30,000	40,000	50,000	60,000	80,000	120,000	別途協議
顧問 B	15,000	20,000	25,000	30,000	40,000	50,000	70,000	別途協議
顧問 C	10,000	10,000	15,000	20,000	20,000	30,000	40,000	別途協議
給与計算 A	20,000	25,000	30,000	40,000	50,000	60,000	80,000	別途協議
給与計算 B	10,000	10,000	15,000	20,000	20,000	30,000	30,000	別途協議

顧問契約 A に含まれる業務(フルかパート)

手続業務

- ・入退社時各種保険(厚生年金・健康保険・雇用保険)加入・喪失手続
- ・労働保険申請手続(労災等)
- ・社会保険申請手続(出産・傷病等)
- ・その他、労働保険、社会保険に関する手続き全般

相談業務

- ・労働法・社会保険法に関する相談
- ・労働条件に関する相談
- ・従業員採用に関する相談
- ・労使問題に関する相談
- ・その他、労働保険、社会保険に関する相談全般

※労働保険年度更新は別途 30,000 円～(建設業は 40,000 円～)、社会保険算定は別途 15,000 円～を基準とします。(被保険者人数により加算あり)

顧問契約 B に含まれる業務(アドバイザー)

- ・人事労務に関する相談・助言・指導などの相談業務を中心に行い、各種手続きの代行は行いません。労働保険・社会保険などの各種手続きは、自社で出来るというお客様におすすめです。

(当法人からの訪問は原則月 1 回とし、情報提供及び提案は相談があった部分に限ります。)

顧問契約 C に含まれる業務(メール顧問)

- ・人事労務に関する相談・助言・指導などの相談業務を中心に行います。連絡はすべて電話または E-mail の使用に限らせて頂きます。ハラスメント相談窓口顧問のみの場合もこちらに含まれます。

(当法人からの訪問や個別の情報提供及び提案は行っておりません。)

*助成金申請業務は顧問 A または B のお客様に限らせていただきます。

給与計算 A

タイムカード、出勤簿により時間計算を含むもの。社会保険料、所得税を計算します。
賃金台帳、給与明細書、給与封筒を作成してお渡します。

給与計算 B

時間計算のないもの。社会保険料、所得税を計算します。
賃金台帳作成のみとし、給与明細書、給与封筒は作成いたしません。

※賞与計算・年末調整は別途費用をいただきます。(例:賞与 1 人あたり 2,000 円・消費税別)

※顧問契約なしで給与計算 A または給与計算 B のみをご依頼される場合は、上記給与計算報酬の 50%増しとなります。

顧問契約に含まれない契約

・労働保険・社会保険に新規・廃止の適用（顧問契約のお客様には割引いたします）（円）

従業員数	9人まで	10～19人まで	20人以上
健康保険・厚生年金保険	50,000	70,000	100,000
労災保険・雇用保険	50,000	70,000	100,000

・就業規則作成・変更

※こちらからの提案後3か月以上経過してもご連絡がない場合は未完成であっても一部または全額を請求させていただく場合がございます。

（作成内容により変動あり）

（円）

就業規則(本則)作成	就業規則の変更	賃金・退職金・旅費等、その他の諸規定
100,000～	20,000～	10,000～

・役所調査対応(労働基準監督署、公共職業安定所、社会保険事務所が行う調査の対応料金)(円)

調査前の相談のみ	相談、事前準備、調査立会い、是正報告書作成 一式
20,000～	50,000～

・助成金申請

助成金支給額の20%

※計画届が必要なものなど、内容によっては事前に一部または別途料金をいただく場合がございます。

※顧問契約のある場合は、助成金の種類により割引が適用される場合がございます。

取り扱っていない助成金もございますのでご了承ください。

・個人に関する業務(年金請求)など

老齢年金・・・1件 15,000円～

遺族年金・・・1件 30,000円～

障害年金・・・(別途協議)年金額の20%を基本とし、最低額1件 50,000円～

・相談料（顧問契約の場合を除く）

1時間あたり 10,000円（別途交通費がかかることがあります）

・キャリアコンサルティング・ハラスメント相談（労働者対応）

1名(約60分)あたり 12,000円（鳥取県東部以外の地域に訪問する場合、別途交通費がかかります）

顧問契約のある企業の方に対しては1名(約60分)あたり 10,000円

・セミナー(社員研修・労使トラブル対策・メンタルヘルス・ハラスメント・キャリア等)

1時間当たり 20,000円～(内容により別途協議)

* その他の特殊な依頼及び手続等については別途協議となります。